

仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-DP-2024-001

申 立 人：牧田 咲子
申立人代理人：弁護士 市橋 卓

被 申 立 人：公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構
被申立人代理人：弁護士 辻居 幸一
同 佐竹 勝一
同 渡邊 由水

主 文

本スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 日本アンチ・ドーピング規律パネルが 2023-014 事件について 2024 年 8 月 27 日にした決定のうち、「本規程 10.2.2 項により、2024 年 4 月 26 日より 2 年間の資格停止とする。」との部分を取り消す。
- 2 日本アンチ・ドーピング規程 10.2.2 項、同 10.6.1.1 項に従い、2024 年 4 月 26 日より 14 か月間の資格停止とする。
- 3 申立料金 55,000 円は、申立人の負担とする。

理 由

第 1 当事者の求めた仲裁判断

1 申立人の求めた仲裁判断

申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。

- 1 被申立人が 2024 年 8 月 27 日に行った申立人を 2024 年 4 月 26 日より 2 年間の資格停止とするという決定を取り消す。
- 2 被申立人の資格停止期間を相当な期間とする。

2 被申立人の求めた仲裁判断

被申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。

- 1 申立人の請求を一部認める。
- 2 仲裁費用は申立人の負担とする。

第2 事案の概要

1 事案の概要

申立人は、2024年3月10日に実施された「第18回明治神宮外苑大学クリテリウム」(以下「本件競技会」という。)に出場したが、本件競技会時に実施されたドーピング検査(以下「本件検査」という。)を受けたところ、同人から採取された尿検体から世界アンチ・ドーピング機構(以下「WADA」という。)が公表する2024年禁止表国際基準(以下「禁止表」という。)における「S3.ベータ2作用薬」において禁止物質とされているツロブテロール(Tulobuterol)が検出されたため、日本アンチ・ドーピング規律パネル(以下「規律パネル」という。)が、日本アンチ・ドーピング規程(2021年1月1日発効)(以下「JAD規程」という。)2.1項及び2.2項の違反があったとして申立人に対して2024年8月27日付で行った下記2の決定(日本アンチ・ドーピング規律パネル決定2023-014事件。以下「原決定」という。)に対し、申立人が原決定のうち、「JAD規程10.2.2項により、2024年4月26日より2年間の資格停止とする。」との部分を取り消し、より短い期間の資格停止期間とする判断を求めて仲裁申立て(以下「本件不服申立て」という。)をした事案である。

2 原決定の内容

- ・ JAD規程2.1項及び同2.2項の違反が認められる。
- ・ JAD規程9条及び同10.10項に従い、検体採取の日である2024年3月10日から暫定的資格停止期間の開始日である同年4月26日までに獲得された競技者のすべての個人成績(2024年3月10日に開催された「第18回明治神宮外苑大学クリテリウム」における競技成績を含むがこれに限られない。)はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ JAD規程10.2.2項により、2024年4月26日より2年間の資格停止とする。

第3 判断の前提となる事実

本件仲裁において、両当事者に争いが無い事実並びに当事者双方から提出された証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実は、以下のとおりである。

1 当事者

(1) 申立人

申立人は、本件検査時に順天堂大学自転車競技部に所属していた自転車競技の競技者である(申立人本人尋問)。

(2) 被申立人

被申立人は、日本においてアンチ・ドーピング活動を推進する公益財団法人である。

2 申立人の競技歴

申立人は、高等学校在学2年次の10月頃から自転車競技を始め、高等学校卒業後に順天堂大学に入学してからは自転車競技部に所属し、本件検査時（大学4年次）までに国民体育大会、全日本学生クリテリウム、全日本大学対抗選手権等のドーピング検査のある自転車競技大会に計10回程度出場した経験を有していた。2022年の第77回国民体育大会（いちご一会とちぎ国体。以下「栃木国体」という。）では、女子ケイリンの部門で11位の成績であり、大学4年次の第78回全日本大学対抗選手権では女子チームスプリントで2位、女子マディソンでは優勝の成績を収めている（申立人本人尋問）。

3 申立人のドーピング検査歴及びアンチ・ドーピング教育受講歴

申立人は、本件検査時までにドーピング検査のある自転車競技大会に10回程度出場した経験があったが、本件検査以外にドーピング検査を受けたことはなかった（申立人本人尋問）。

申立人が、本件検査時まで所属競技団体や所属大学においてアンチ・ドーピング教育を受ける機会は多くなかった（甲1）。申立人が所属していた順天堂大学自転車競技部ではアンチ・ドーピングの講習を受ける機会はなく、2022年の栃木国体の際に被申立人が配布した冊子に目を通した程度であった（申立人本人尋問）。

4 禁止物質の検出及びその後の経緯

（1）競技会への参加及びドーピング検査の実施

申立人は、2024年3月10日に実施された本件競技会に参加し、同日本件検査を受けた。

（2）禁止物質の検出

本件検査の結果、申立人の尿中から禁止表記載のJAD規程2.1項に抵触する禁止物質である「S3.ベータ2作用薬」であるツロブテロールが検出された。なお、申立人はB検体についての分析を要求しなかった。

（3）禁止物質の検出

（2）記載の禁止物質は、2024年2月10日に医師から処方されたツロブテロールを含むホクナリンテープ（以下「本件処方薬」という。）を、同年3月10日早朝に申立人が使用したことで申立人の体内に侵入した（甲2、申立人本人尋問）。

（4）規律パネル聴聞会

2024年8月19日に開催された聴聞会において、申立人は、本件検査の結果及びそこに至る手続過程について争わなかった。

また、聴聞会において、被申立人の担当者は、申立人には「重大な過誤又は過失」が

なかったとの主張を争ってはいない。

(5) 制裁措置

申立人は、本件検査の結果を受け、2024年4月26日からJAD規程7.4.2項に基づく暫定的資格停止を課された。

その後、規律パネルは、2024年8月19日に開催された聴聞会の結果に基づき、同年8月27日、原決定を下し、申立人を2024年4月26日から2年間の資格停止とした。

第4 仲裁手続の経過

別紙「仲裁手続の経過」のとおり。

第5 スポーツ仲裁パネルの管轄権

1 ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則

2条 (この規則の適用)

- 1 この規則は、日本アンチ・ドーピング規程に基づいて次の団体がした決定に対する不服申立てを対象とする。

[中略]

- 二 日本アンチ・ドーピング規律パネル

[以下略]

- 2 この規則による仲裁の申立人には、少なくとも次の者を含む。

[中略]

- 七 日本アンチ・ドーピング機構

[以下略]

4条 (仲裁合意)

この規則に基づく仲裁については、日本アンチ・ドーピング規程に基づいて不服申立てを行う限りにおいて、仲裁合意は存在しているものとみなす。

6条 (日本アンチ・ドーピング規程との関係)

この規則の適用上、日本アンチ・ドーピング規程第13.2.1項、その他同規程に定めのある事項については、同規程に従う。

8条 (仲裁地及び手続準拠法としての仲裁法の適用)

この規則による仲裁は、東京を仲裁地とし、その手続は日本の法律に従ってなされる。

2 JAD規程

13条 不服申立て

[中略]

13.2 アンチ・ドーピング規則違反、措置、暫定的資格停止、決定の実施、及び権限に関する決定に対する不服申立て

アンチ・ドーピング規則に違反した旨の決定 [中略] については、本第 13.2 項の定めに基づいてのみ不服申立てを行うことができる。

[中略]

13.2.2 その他の競技者又はその他の人が関係する不服申立て

第 13.2.1 項が適用されない場合には、当該決定は、*日本スポーツ仲裁機構*に不服申立てを行うことができる。

[中略]

13.2.3 不服申立てを行う権利を有する人

[中略]

13.2.3.2 その他の競技者又はその他の人が関係する不服申立て

第 3.2.2 項に定められている事案の場合、次に掲げる当事者は、不服申立てを行う権利を有する。

[中略]

(a) 不服申立てを行う決定の対象となった、*競技者*又はその他の人

[中略]

第 13.2.2 項に定められている事案の場合、*WADA* [中略] 及び関係する国際競技連盟は、*日本スポーツ仲裁機構*の決定に関して、*CAS* にも不服申立てを行う権利を有するものとする。

[以下略]

3 本スポーツ仲裁パネルの管轄権

本スポーツ仲裁パネルは、JAD 規程 13.2.2 項及びドーピング紛争に関する仲裁規則 4 条に基づき管轄権を有する。なお、被申立人も本スポーツ仲裁パネルが管轄権を有することは争っていない。

以上より、本スポーツ仲裁パネルは本件不服申立てにつき管轄権を有する。

第6 適用される規則

1 アンチ・ドーピング規則

本件仲裁に適用される規則は、JAD 規程である。なお、両当事者も JAD 規程の適用について争っていない。

2 JAD 規程における主要な条項

2条 アンチ・ドーピング規則違反

[中略]

次に掲げる事項が、アンチ・ドーピング規則違反を構成する。

2.1 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在すること

[中略]

2.2 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること

[以下略]

3条 ドーピングの証明

3.1 挙証責任及び証明の程度

[中略] アンチ・ドーピング規則に違反したと主張された競技者又はその他の人が推定事項に反論し、又は特定の事実や事情を証明するための挙証責任を本規程によって負わされる場合には、[中略] 証明の程度は、証拠の優越とする。

[以下略]

10条 個人に対する制裁措置

[中略]

10.2 禁止物質及び禁止方法の存在、使用若しくは使用の企て、又は、保有に関する資格停止

第 2.1 項、第 2.2 項又は第 2.6 項の違反による資格停止期間は、第 10.5 項、第 10.6 項又は第 10.7 項に基づく取消し、短縮又は猶予の可能性を条件として、以下のとおりとする。

10.2.1 第 10.2.4 項を条件として、資格停止期間は、次に掲げる場合には

4年間とする。

[中略]

10.2.1.2 アンチ・ドーピング規則違反が特定物質又は特定方法に関連し、*JADA* が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であった旨立証できた場合。

[中略]

10.2.2 第 10.2.1 項が適用されない場合には、第 10.2.4.1 項を条件として、資格停止期間は 2 年間とする。

10.2.3 「意図的」という用語は、第 10.2 項において用いられる場合には、自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成することを認識した上でその行為を行ったか、又は、当該行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成し若しくはアンチ・ドーピング規則違反の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視した競技者又はその他の人を指す。競技会（時）においてのみ禁止された物質についての違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が特定物質である場合であって、競技者が、禁止物質が競技会外で使用された旨を立証できるときは、「意図的」ではないものと推定されるものとする。

[中略]

10.6 「重大な過誤又は過失がないこと」に基づく資格停止期間の短縮

10.6.1 第 2.1 項、第 2.2 項又は第 2.6 項の違反に対する特定の状況における制裁措置の短縮

第 10.6.1 項に基づく短縮の一切は、相互に排他的であり、累積的ではない。

10.6.1.1 特定物質又は特定方法

アンチ・ドーピング規則違反が特定物質（濫用物質を除く。）又は特定方法に関連する場合において、競技者又はその他の人が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できるときには、資格停止期間は、競技者又はその他の人の過誤の程度により、最短で

資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止期間とする

[中略]

10.13 資格停止期間の開始

[中略]

10.13.2 服した暫定的資格停止又は資格停止期間の控除

10.13.2.1 競技者又はその他の人が暫定的資格停止を遵守した場合、当該競技者又はその他の人は、最終的に課されうる資格停止期間から、当該暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。競技者又はその他の人が暫定的資格停止を遵守しなかった場合には、当該競技者又はその他の人は、服した暫定的資格停止期間について何ら控除を受けないものとする。決定に従い資格停止期間に服した場合で、当該決定に対し後日不服申立てが提起されたときには、当該競技者又はその他の人は、不服申立て後に最終的に課される資格停止期間から、服した資格停止期間の控除を受けるものとする。

[以下略]

13条 不服申立て

[中略]

13.6 不服申立て提起の時期

[中略]

13.6.1 CASに対する不服申立て

CASに対する不服申立ての提起時期は、不服申立てを提起する当事者による決定の受領の日から21日以内とする。[中略]

上記にかかわらず、WADAの提起する不服申立ての提起期限は、下記のうちいずれか遅い方とする。

当該事案における他の当事者が不服申立てを行うことができる権利を有している最終の日から21日後

当該決定に関連する完全な記録のWADAによる受領から21日後

[以下略]

29条 最終条項

[中略]

29.5 本規程の各条項に付されている解説は、本規程の解釈に使用されるものとする。

[以下略]

第7 争点

原決定は、本件検査において検出されたツロブテロールは特定物質に該当するから、被申立人が「当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であった旨立証できた場合」

(JAD 規程 10.2.1.2 項)には資格停止期間が4年となるところ、申立人がツロブテロールを意図的に使用したとは被申立人は主張していない旨述べている。そして、本件仲裁においても、被申立人は、申立人によるアンチ・ドーピング規則違反が「意図的であった」ことに関する主張・立証を行っていない。

また、原決定は、「本件違反について重大な過誤も重大な過失もないことを競技者が立証できていないと言わざるを得ない。」と述べ、JAD 規程「10.2.2 項により、2024 年 4 月 26 日より 2 年間の資格停止とする。」との決定を行ったが、被申立人は、聴聞パネル手続において、申立人に重大な過誤も重大な過失もなかったとの申立人の主張を争ってはいない。そして、本件仲裁においても、被申立人は、申立人に重大な過誤も重大な過失もなかったとの申立人の主張を争わず、JAD 規程 10.6.1.1 項が適用されるべきことを認めている。

本件においては、申立人に「重大な過誤又は過失がないこと」が立証された場合には、JAD 規程 10.6.1.1 項に基づき、資格停止期間は、申立人の「過誤の程度」により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で 2 年間の範囲で資格停止期間が短縮されることとなる。そして、本件における争点が、申立人の「過誤の程度」に照らした具体的な資格停止期間のみである点について、申立人と被申立人の間に争いが無い。

第8 当事者の主張

1 申立人の主張

申立人は、以下の理由により資格停止期間として 3 か月～9 か月が相当であると主張した。

- ① 原決定は、理由中において、受診の際に医師に対し自転車競技をしていることは伝えしたが、自分がドーピング検査の対象になる可能性があることは伝えておらず、禁止物質を含む医薬品は処方しないように求めてもいなかったと述べているが、自転車競技をしていることを告げるという行為は、治療が自転車競技に影響がないか心配しているから告げるものであるところ、本件では、選手生命に関わる怪我ではなく、単なる風邪として受診しているものであるから、処分を気に掛けての申告であることは明白

である。

- ② 申立人は、自らの症状が風邪ではないかと考え、住居に近い内科医で診療を受けたが、住居に近い内科医の診療を受けたのは、(a)所属大学の医療センターで専門医の紹介を受けられない理由（所属大学の医療センターには医師が常駐しておらず、予約をする必要があり、体調が悪化し、発症した時点で速やかに診察を受けたり、専門医の紹介を受けることができない体制であったこと）が存在し、(b)自宅（千葉県）と所属大学（東京都内）が遠く、症状が悪化して苦しかったため直ちに診療を受ける必要があったとの事情があったためであり、安易に自宅近くの内科医で診療を受けたものではない。
- ③ 本件処方薬は喘息の治療のために用いられ、禁止物質を含むことは比較的良好に知られていたものであるとの一般論は相当ではなく、幼少期より喘息を患っていた者であればそのような情報に触れる機会はあることは否定できないが、幼少期から喘息の持病を持たない一般通常人において、禁止物質を含む薬であることがよく知られた事実ということとはあり得ない。
- ④ 原決定は、本件処方薬を処方された際に手交されたお薬手帳の「気管支を拡げる薬 呼吸を楽にする薬」との記載を読まなかったことを挙げるが、過去の規律パネルの先例である 2019-003 事件では、競技者は、アンチ・ドーピングの研修を受けられた強化選手でありながら、気管支を拡げて呼吸困難等を改善すると記載されていたことを確認してもなお使用していることからして、当該記載が直ちにドーピング規制には該当することを強く認識させるものではないと考えられるし、このような事情があったとしても、資格停止期間は 10 か月であることからすれば、お薬手帳の記載を読まなかったことが、資格停止期間を 2 年から短縮しない事情ということもできない。
- ⑤ 原決定では、競技者に喘息の既往歴がないため本件処方薬を使用する必然性は必ずしも高くなく、事後的 TUE の申請もそのことを理由に却下されたと推察されると述べているが、TUE の申請が却下されたにも関わらず資格停止期間が大幅に短縮された事例があることから、このような事情をもって資格停止期間を 2 年から短縮しないとの判断は、他の事案との均衡を欠く失当な理由付けである。
- ⑥ 申立人は、所属競技団体や所属大学において、アンチ・ドーピング教育を受ける機会がなかったものであり、所属競技団体はこのような環境を改善する必要があるとして改善しようとしているものであり、このような申立人の置かれた環境を考慮に入れる必要がある。多くのアンチ・ドーピング教育の機会があれば、どれかを受講等することが当然期待されるが、そもそもそのような機会がないのであれば、競技者がアンチ・ドーピング教育を受ける行動を採る期待も低くなるのは当然のことである。
- ⑦ 上記の事実関係を斟酌すると、規律パネルの先例 2019-002 事件（資格停止期間 2 年）及び 2019-003 事件（資格停止期間 10 か月）と比較して申立人の過誤の程度は軽く、また、本件と類似の事案である 2014-007 事件（資格停止期間 3 か月）、2014-008 事件（資格停止期間 2 か月）及び 2014-009 事件（資格停止期間 3 か月）に照らし、資格停止期

間は、3～9 か月に短縮されるべきである。

2 被申立人の主張

被申立人は、以下の理由により資格停止期間として1年未満（例えば6か月程度）が相当であると主張した。

- ① 申立人が風邪の症状が悪化したことを理由に自宅近くの内科医で診療を受けたことはやむを得なかったといえるものの、その場合であっても、当該内科医に対し、自身がドーピング検査の対象になり得る競技者である旨を明らかにするべきであったのであり、自転車競技をしていることのみを伝えたにとどまった点において、申立人の過失の程度は自身がドーピング検査の対象になり得る競技者である旨伝えた場合よりも重いことは否定できない。
- ② アンチ・ドーピングに精通していない医師に対して単に自転車競技をしていることを伝えるにとどまった場合、当該医師がアンチ・ドーピングのことに気づかず、禁止物質を含む医薬品を処方するリスクは十分に考えられることから、自らがドーピング検査の対象になりえる競技者である旨まで明らかにすべきであったのであり、これを怠った競技者の過失の程度は、ドーピング検査の対象であることを伝えた事案における競技者の過失の程度より重いと言わざるを得ない。
- ③ 申立人において、本件処方薬が禁止物質を含むことを知らなかったとしても、禁止物質を含むリスクを認識すれば、インターネット検索を行う程度の確認は可能であったことは明らかである。
- ④ 本件では、申立人は喘息の既往歴はなく、本件処方薬を使用する必然性が高いか否かを競技者自身が判断することは困難である。
- ⑤ 申立人にはアンチ・ドーピングの講習を受ける機会がなく、アンチ・ドーピングや禁止物質についての情報・知識を得る機会が乏しかったという事情が窺われることから、その点は過失の程度を判断するに際し斟酌されてしかるべきである。

第9 本スポーツ仲裁パネルの判断

1 「過誤の程度」

競技者は、アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負う（JAD 規程 24.1.3 項）。禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務であり、自己の検体に禁止物質が存在した場合には、競技者はその過誤の有無にかかわらず責任を負う（JAD 規程 2.1.1 項及びその解説）。

JAD 規程は、「過誤」「過誤又は過失がないこと」及び「重大な過誤又は過失がないこと」の定義並びに「過誤の程度」を評価すべき要因や事情について、以下のとおり定めている（JAD 規程付属文書1 定義参照）。

『「過誤」とは、義務の違反又は特定の状況に対する適切な注意の欠如をいう。競技者

又はその他の人の過誤の程度を評価するにあたり考慮すべき要因は、例えば、当該競技者又はその他の人の経験、当該競技者又はその他の人が要保護者であるか否か、障がい等の特別な事情、当該競技者の認識すべきであったリスクの程度、並びに認識されるべきであったリスクの程度との関係で当該競技者が払った注意の程度及び行った調査を含む。競技者又はその他の人の過誤の程度を評価する場合に考慮すべき事情は、競技者又はその他の人による期待される行為水準からの乖離を説明するにあたり、具体的で、関連性を有するものでなければならない。そのため、例えば、競技者が資格停止期間中に多額の収入を得る機会を失うことになるという事実や、競技者に自己のキャリア上僅かな時間しか残されていないという事実、又は競技日程上の時期は、第 10.6.1 項又は第 10.6.2 項に基づき資格停止期間を短縮するにあたり関連性を有する要因とはならない。』

『「過誤又は過失がないこと」とは、競技者又はその他の人が禁止物質若しくは禁止方法の使用若しくは投与を受けたこと、又はその他のアンチ・ドーピング規則に違反したことについて、自己が知らず又は推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知り得ず、推測もできなかったであろう旨を当該競技者が立証した場合をいう。要保護者又はレクリエーション競技者の場合を除き、第 2.1 項の違反につき、競技者は禁止物質がどのように競技者の体内に入ったかについても立証しなければならない。』

『「重大な過誤又は過失がないこと」とは、競技者又はその他の人が、事情を総合的に勘案し、過誤又は過失がないことの基準を考慮するにあたり、アンチ・ドーピング規則違反との関連において、当該競技者又はその他の人の過誤又は過失が重大なものではなかった旨を立証した場合をいう。要保護者又はレクリエーション競技者の場合を除き、第 2.1 項の違反につき、競技者は禁止物質がどのように競技者の体内に入ったかについても立証しなければならない。』

この点、本件において、申立人に過誤又は過失があったことについて、当事者間に争いはない。申立人は、本件違反時において、大学生であったものの、ドーピング検査対象となる大会に複数回出場するなどしており、障がい等の特別な事情はなく、認識すべきリスクの程度は相当程度に高いといえる。そのような中、下記 3 アで述べるように、申立人は、本件処方薬についてインターネットで検索する又は禁止物質検用のアプリケーションで検索する、処方薬を受け取る際にお薬手帳を確認する、医師にドーピング検査があることを確実に認識させ、禁止物質を含む薬品を処方することを防ぐために十分な説明を行うなど、合理的な競技者であれば行うことが期待される基本的な行為をしていない。また、競技者は禁止物質が体内に入らないようにする責任を負っていること、とりわけ処方薬は禁止物質を含んでいる危険性が高いことに照らすと、申立人がホクナリンテープを漫然と使用したことについては、認識されるべきであったリスクの程度との関係で申立人が払った注意の程度は低く、調査も行っていないことから、申立人に

「過誤」があったことは明らかである。

そして、上記事情からすれば、申立人が禁止物質の使用について、最高度の注意をもってしても合理的に知り得ず、推測もできなかったことを申立人が立証したともいえない。

次に、申立人に「重大な過誤又は過失のないこと」についてであるが、この点も、当事者間に争いはない。ただし、原決定は、競技者にとって有利な事情を最大限考慮したとしても、本件違反について重大な過誤も重大な過失もないことを競技者が立証できていないといわざるを得ない、としている。

しかし、JAD 規程における「過誤」及び「重大な過誤又は過失のないこと」の定義に照らすと、本件において申立人が証明した事情から、申立人には重大な過誤又は過失がなかったことが認められる。

すなわち、本件では、下記3イ（イ）に述べるように、申立人は、自転車競技を開始してから本件検査を行うまでの約5年間にわたり、所属競技団体や所属大学においてアンチ・ドーピング講習を受講する機会はなく、所属大学における講義や国民体育大会に参加した際に配布された冊子でアンチ・ドーピングの知識を得る機会があったものの、通常の競技者に求められる行動規範を体系的かつ網羅的に学習する機会がなかったことが認められ、所属競技団体や所属大学がアンチ・ドーピング講習を受講する機会を与えていたにもかかわらず申立人の怠慢により講習を受けていなかったなどの事情も確認されていない。

さらに、下記3イ（ウ）に述べるように、申立人がアンチ・ドーピングに関して必ずしも専門的な知見を有するわけではない近所の内科医を受診した理由は、受診当日に喉の痛みが激しく、就寝時も咳で起きてしまう状況であったのに対し、所属大学の病院はすぐに受診ができる状況ではなかったからであること、また、受診した医師は二度の診察において、申立人の病状について「風邪です。」との説明を行っており、本件処方薬を手交した薬剤師も薬について「咳止め」との説明を行うなど、医師及び薬剤師の口頭の説明のみからでは本件処方薬に禁止物質が含有されている可能性があるとして申立人が認識するきっかけがなかったことが認められる。

以上の事情を勘案すると、申立人が合理的な競技者であれば行うことが期待される基本的な行為を行わなかったことは、通常の競技者に求められる行動規範を学習することができる体系的かつ網羅的なドーピング教育の不足、医師受診時の医師及び薬剤師からの説明が十分ではなかったことに起因するものと認められる。

以上の事情を考慮すると、申立人はアンチ・ドーピング規則違反につき重大な過誤又は過失なかったことを立証したと認めることができる。したがって、以下において「重大な過誤又は過失のないこと」に基づく資格停止期間の縮減について検討する。

2 「重大な過誤又は過失のないこと」に基づく資格停止期間の判断基準

過誤の程度を判断するにあたり、CAS の先例（CAS 2013/A/3327&CAS 2013/A/3335、

CAS 2017/A/5015&CAS 2017/A/5110) によれば、ア) 競技者が置かれた状況からして、合理的な競技者であればどのような注意を払うことが期待されるかという客観的要素（具体的には、①使用した製品のラベルを読み、又はその他の方法で含有物を確認すること、②ラベル上のすべての成分を禁止表と照らし合わせる事、③製品についてインターネット調査を行うこと、④製品の信頼性が確保されていること、⑤製品を摂取する前に、適切な専門家に相談し、忠実に指示を受けること）をもとに、過誤の程度を大きく3段階に分類のうえ、イ) 分類されたカテゴリーの範囲内での上下を決定するために、当該競技者の個人的な能力に照らし、当該競技者がどのような注意を払うことが期待されるかという主観的要素（具体的には、①競技者の若さ、経験のなさ、②言語又は競技者が直面した環境的問題、③アンチ・ドーピングの教育の程度、④その他個人的な障害。例えば、競技者が、特段問題なく当該物質を長期間摂取していた場合、過去に当該物質の含有物をチェックしていた場合、高い程度のストレスに悩まされていた場合、不注意ではあるが、理解できるミスにより注意の程度が軽減されていた場合等）を考慮するものとされている。このように、客観的要素を重要視したうえで、主観的要素を補足的に考慮して資格停止期間の短縮の程度を決する方法は、一定の合理性を有するといえる。ただし、この方法には、過誤の程度の考慮要素として主観と客観を区別することは人為的にならざるを得ず、事案ごとの個別事情に即した判断に適用するには限界があるという批判もある。このため、CAS の先例を参照しつつ、過誤の程度を判断する際には、事案の個別具体的な事情を総合的に考慮し、主観的要素が過誤の程度を大きく左右する場面もあり得る（JSAA-DP-2017-001 事件）。

3 「過誤の程度」の評価及び資格停止期間の短縮

ア 通常の競技者であれば注意を払うべき客観的要素

本件は、2024年2月10日に風邪症状の悪化を原因として自宅近くにある内科医院にて受診し、医師から処方された薬を使用したことで禁止物質を摂取した事案である。申立人は、処方薬を使用する前に薬に含まれている全ての成分を確認の上禁止表と照らし合わせるなどの作業は行っておらず、処方薬の製品名である「ホクナリンテープ」をインターネットで検索する又は禁止物質検索用のアプリケーションで検索するなどの措置をとらなかった（甲2、申立人本人尋問）。また、処方薬を薬剤師から受け取った際には、本件処方薬のシールを貼付したお薬手帳を手交されたものの、手帳を開いて確認することをしなかった（申立人本人尋問）。さらに、申立人は、ドーピングについて十分な専門知識を有しているか否かが判明していない自宅近くの内科医を受診したにもかかわらず、受診の際に医師に対し、「自転車競技をしている。」とだけ伝え、「アンチ・ドーピング規程に違反する薬は処方しないしてほしい。」とか「ドーピング検査のある競技をしている。」といったような直接かつ具体的な要望を伝えておらず（甲2、申立人本人尋問）、医師にドーピング検査があることを確実に認識させ、禁止物質を含む薬品を処方することを防ぐために十分な説明を行わなかった。

上記の事情を踏まえると、申立人は、通常の競技者であれば行うべき行動を一切取っておらず、「過誤の程度」を示す客観的事情は相当程度重いものと言わざるを得ない。このため、上記 CAS の先例で示された基準を厳格に適用する場合には、申立人の資格停止期間は、16 か月～24 か月の範囲で主観的要素を加味し判断をすべきとも考えられる。しかし本件のように、競技者がドーピングについて十分な教育を受ける機会を与えられず、処方薬が禁止物質を含んでいる危険性を誤認した場合には、おのずと通常の競技者であれば行うべき行動を一切取らないことになるため、主観的要素に相対的に重きをおいた判断を行うことが相当と考えられる。

イ 当該競技者自身の主観的要素

(ア) 申立人の競技者としての経験

上記第3.2で述べたように、申立人は、本件検査時に大学4年次と比較的若年であったものの、約5年余りの自転車競技の経験を有し、その間、ドーピング検査があるハイレベルの国内自転車競技大会に10回程度出場していたものであり、また、トップレベルの選手とまでは言えないものの、大学4年次の全日本大学対抗選手権では良好な成績を収めている。よって、競技者としての経験に関して特に申立人に有利に汲むべき主観的事情は見当たらない。

(イ) 申立人のアンチ・ドーピングの教育の程度、知識・経験

本件においては、申立人は、自転車競技を開始してから本件検査を行うまでの約5年間にわたり、所属競技団体や所属大学においてアンチ・ドーピング講習を受講する機会はなく、所属大学における講義や国民体育大会に参加した際に配布された冊子でアンチ・ドーピングの知識を得る機会があったものの（申立人本人尋問）、通常の競技者に求められる行動規範を体系的かつ網羅的に学習する機会がなかった。さらに、所属競技団体や所属大学がアンチ・ドーピング講習を受講する機会を与えていたのにもかかわらず申立人の怠慢により講習を受けていなかったなどの事情も確認されていない（申立人本人尋問）。実際に、所属競技団体はこのような環境を改善する必要があるとして改善しようとしているものであり、また、申立人が所属していた自転車競技部は、個人練習が中心の部活動であり、普段部員で集まる機会はほとんどなかった（申立人本人尋問）。加えて、申立人は、本件検査時まで競技会においてドーピング検査を受けたことはなかった（申立人本人尋問）。また、医師から処方された薬について、市販薬に比べより注意をしなければならない等の認識を欠いており、禁止物質を含んでいないかを確認するなどの行動をとっていなかった（申立人本人尋問）。

他方で、申立人は、2022年に国民体育大会に出場した際に、アンチ・ドーピングについての冊子を受け取り目を通しており、所属大学の講義においてもアンチ・ドーピングについて概括的な内容を学習する機会があった（申立人本人尋問）。さらに、申立人は、平素から、禁止物質を含有している可能性が高いと認識していた海外のサプリメントの購入は避け、国内産のサプリメントを購入する際も甘味料等の成分をインターネット上

で確認するなどしていた（申立人本人尋問）。また、市販薬を購入する際には、禁止物質が含まれていないかについて、自転車競技部のマネージャに確認してもらうなどの対応をとっていた（申立人本人尋問）。さらに、申立人は、医師から薬を処方してもらう際に、自分がドーピング検査の対象になる可能性があることを伝えていたこともあった（申立人本人尋問）。よって、申立人は、アンチ・ドーピングについて、不十分であったものの、ある程度の知識・経験を有していたことがうかがわれ、医師の受診及び本件処方薬の取扱いについてより適切な対応をすることが期待できたものと認められる。

（ウ）申立人が置かれていた環境、個人的な障害

申立人は、自らがドーピング検査の対象になる可能性があり、医師の選定についても自ら責任を負うにもかかわらず、受診する医師を、単に当時の住居（千葉県 A 市）に近いという理由により選択していた。これは、のどの痛み、咳、痰という風邪の症状であり、また、喉の痛みが激しく、就寝時も咳で起きてしまう状況であったのに対し、所属大学の病院はすぐに受診ができる状況ではなかったからである（甲 2、申立人本人尋問）。また、受診した医師は二度の診察において、申立人の病状について「風邪です。」との説明を行っており、本件処方薬を手交した薬剤師も薬について「咳止め」との説明を行うなど、医師及び薬剤師の口頭の説明のみからでは本件処方薬に禁止物質が含有されている可能性があることと認識するきっかけがなかったことが認められる（甲 2、申立人本人尋問）。以上により、申立人が、近所の病院を受診したこと、また、本件処方薬について禁止物質の含有を疑わなかったことについては、ある程度の汲むべき事情があると認められる。

なお、申立人が本件処方薬の処方を受けた時期に、市販薬等について禁止物質の含有の有無を確認してくれていたマネージャが引退しており、マネージャに聞くことができなかったとの事情があったが（申立人本人尋問）、そもそも医師から処方された薬については、申立人はマネージャに確認をとっていなかったのであるから、主観的事情の検討にあたっては関連性の低い事情である。

（エ）その他の事情

申立人は、本件競技会当日である 2024 年 3 月 10 日の早朝に再び咳が出て苦しくなり本件処方薬を使用した。ただし、その後、大会当日に手伝いに来ていたマネージャに禁止物質の含有の可能性を指摘され 2 時間程度使用を中止していること、また、ドーピングコントロールフォームに本件処方薬の申告を行っていることが認められる（甲 2、申立人本人尋問）。これらの事情により、申立人には競技力向上の意図はなかったことが認められる。

（オ）小括

以上より、申立人には、受診する医師の選択、本件処方薬の成分を十分に確認しなかったことについてある程度汲むべき主観的事情があり、また、競技力向上の意図がなかったことが認められる。

ウ 相当な資格停止期間

そこで、申立人について、資格停止期間を考慮するにあたって申立人にかかる個別事情を総合に考慮して資格停止期間について判断するところ、申立人に有利に判断すべき客観的要素はなく、主観的要素についても、上記の受診する医師の選択、本件処方薬の成分を十分に確認しなかったことについての事情及び競技力向上の意図の不存在にとどまるものであり、主観的要素について相対的に重きをおいてこれらの事情を考慮したとしても、申立人の資格停止期間は、14 か月とするのが相当である。この点、申立人は、本件と同じホクナリンテープの使用が問題となった規律パネルの先例との比較から、3 か月～9 か月が相当であると主張し、被申立人も1年未満（例えば6か月程度）が相当であると主張するが、以上の判断基準に照らすといずれも採用することはできない。

第10 結論

以上に述べたところから、本スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

第11 不服申立て

本仲裁判断は、競技者を除き、JAD 規程 13.2.3.2 項 2 段落及び 13.6.1 項に従って、本仲裁判断の受領の日から 21 日以内に行われ得る CAS に対する不服申立ての対象となる。

また、上記にかかわらず、WADA の提起する不服申立ての提起期限は、下記のうちいずれか遅い方となる。

- ・当該事案における他の当事者が不服申立てを行うことができる権利を有している最終の日から 21 日後
- ・当該決定に関連する完全な記録の WADA による受領から 21 日後

以上

2025 年 1 月 10 日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 溜箭 将之

仲裁人 堀田 裕二

仲裁人 石戸 信平

仲裁地 東京

仲裁手続の経過

1. 2024年9月17日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「委任状」「証拠説明書」及び書証（甲1）を提出し、本件仲裁を申し立てた（仲裁申立書については、補正事項対応の上、同日に再提出された。）。
2. 同月18日、機構は、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）16条1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。
3. 同月19日、機構は、第三仲裁人（仲裁人長）として溜箭将之を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、溜箭将之は、第三仲裁人就任を承諾した。
4. 同月20日、機構は、仲裁人として堀田裕二を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
5. 同月24日、機構は、仲裁人として石戸信平を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
6. 同月25日、堀田裕二及び石戸信平は、仲裁人就任を承諾し、溜箭将之を仲裁人長とし、堀田裕二及び石戸信平を仲裁人とする、本スポーツ仲裁パネルが構成された（当事者への通知は翌26日）。
7. 同年10月1日、申立趣意書の提出期限である2024年9月30日までに、申立人側からの提出が確認できなかったことから、機構は、提出状況の確認を行った。
8. 同月2日、申立人は、機構に対し、「申立ての趣旨の補充」と題する書面を提出した。
9. 同月4日、本スポーツ仲裁パネルは、申立趣意書の提出期限に被申立人が同意するかどうかの確認等について、「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
同日、被申立人は、機構に対し、「委任状」を提出し、併せて申立趣意書の提出期限の延長の合意する旨、答弁書の提出予定日について連絡をした。
同日、本スポーツ仲裁パネルは、本件の申立趣意書の提出期限を延長し、2024年10月2日に提出した「申立ての趣旨の補充」と題する書面につき申立趣意書としての提出を認める旨、及び、被申立人側の意向を受け答弁書の提出期限は当初の期限から変更しない旨について、「スポーツ仲裁パネル決定（2）」を行った。
10. 同月7日、被申立人は機構に対し、「答弁書」、「証拠説明書」及び書証（乙1～3）を提出した。
11. 同月10日、本スポーツ仲裁パネルは、申立人に対する釈明事項等について、「スポーツ仲裁パネル決定（3）」を行った。
12. 同月24日、申立人は機構に対し、「主張書面」、「証拠説明書」及び書証（甲2～4の

- 2) を提出した。
13. 同月 25 日、本スポーツ仲裁パネルは、被申立人側に対する釈明事項等について、「スポーツ仲裁パネル決定 (4)」を行った。
 14. 同年 11 月 1 日、被申立人は機構に対し、「被申立人主張書面 (1)」を提出した。
 15. 同年 11 月 8 日、本スポーツ仲裁パネルは、本件における審問の日時の確定及び審問の開催方法について両当事者の意見聴取等について、「スポーツ仲裁パネル決定 (5)」を行った。
 16. 同月 24 日、本スポーツ仲裁パネルは、審問期日の詳細、証人尋問を申し出る場合の証人尋問申請書等の提出期限、及び審問期日の出席者の氏名の回答期限等について、「スポーツ仲裁パネル決定 (6)」を行い、併せて「スポーツ仲裁パネル決定 (6) 別紙：オンライン審問の要領 (DP-2024-001)」を送付した。
 17. 同月 15 日、本スポーツ仲裁パネルは、被申立人側から申請のあった証人の採用及び尋問の順番、時間について、「スポーツ仲裁パネル決定 (7)」を行った。
 18. 同月 19 日、本スポーツ仲裁パネルは、審問期日をオンラインにて開催した。審問期日の中で、本スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の発出予定時期につき、両当事者に異議がない旨を確認した。
同日、本スポーツ仲裁パネルは、本件仲裁の審理を終結した。
 19. 同年 12 月 3 日、本スポーツ仲裁パネルは、本件の仲裁判断の発出時期を変更する旨の「スポーツ仲裁パネル決定 (8)」を行った。
 20. 同月 20 日、本スポーツ仲裁パネルは、本件の仲裁判断の発出時期を変更する旨の「スポーツ仲裁パネル決定 (9)」を行った。
 21. 同月 27 日、本スポーツ仲裁パネルは、本件の仲裁判断の発出時期を変更する旨の「スポーツ仲裁パネル決定 (10)」を行った。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 沖野 眞己
(公印省略)